

次期の教育に関する大綱について

1. 根拠法令等

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号文部科学省初等中等教育局長通知）

第三 大綱の策定について

2 留意事項、(3)地方教育振興基本計画その他の計画との関係 ①

(略)地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。(以下、略)

2. 現行の教育に関する大綱について

(1) 基本方針

現行の教育計画に掲げる 5 つの基本方針とした。

- 現行の教育計画の基本方針

基本方針 1 「生きる力」の育成に向けて

基本方針 2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

基本方針 3 一人ひとりを大切にす教育の推進に向けて

基本方針 4 社会全体での教育力の向上に向けて

基本方針 5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

(2) 期間

現行の教育計画（平成 26 年度から平成 30 年度）に合わせ、平成 30 年度までとした。

3. 次期の教育に関する大綱について

(1) 基本方針

2 を踏まえ、次期教育計画に掲げる基本方針としたい。

(2) 期間

2 を踏まえ、次期教育計画（平成 31 年度から平成 35 年度）としたい。